

むつ市議会第184回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成17年6月30日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 49番 澤 藤 一 雄 議員
- (2) 31番 徳 誠 議員
- (3) 33番 半 田 義 秋 議員
- (4) 51番 目 時 睦 男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
7番	村中徹也	8番	村川壽司
9番	小林正	10番	新谷功
11番	高田正俊	12番	佐々木肇
13番	石田勝弘	14番	鎌田ちよ子
15番	菊池広志	16番	野呂泰喜
17番	木村亀治	18番	川端澄男
20番	中村正志	21番	斉藤孝昭
22番	宮下順一郎	23番	赤松功
25番	本間千佳子	26番	坪田智十司
27番	田澤光雄	28番	福永忠雄
29番	工藤孝夫	30番	大澤敬作
31番	徳誠	33番	半田義秋
34番	牛滝春夫	35番	東健而
36番	坂井一利	38番	松野裕而
39番	東谷正司	40番	東谷良久彦
41番	佐々木隆徳	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
48番	佐藤司	49番	澤藤一雄
50番	千賀武由	51番	目時睦男
52番	田高利美	53番	濱田栄子
55番	菊池清	56番	澤田博文
57番	柏谷均	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造
61番	池田正利	62番	杉本清記
63番	久保田昌司	64番	川端一義
65番	服部清三郎		

欠席議員（8人）

19番	富岡修	24番	工藤直義
32番	飛内賢司	37番	板井磯美
42番	立石政男	43番	竹本強悦
47番	千船司	54番	堺孝悦

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十皿夫	選委會職務代理	佐々木	鉄郎
農委會員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教委事務	新谷	加水	公企業局	新谷	博仁
監査委員	小川	照久	総務部・課長	佐藤	節雄
企画部長	工藤	武勝	選委會職務	大芦	清重
むつ地区農務員局長	西山	肇	企画課	奥島	慎一
企画課	下山	益雄	川内	佐藤	吉男
大庁舎所	中嶋	康夫	脇野	千船	藤四郎
総務課	濱田	賢一	総務政	中野	敬三

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
総括主幹	飛内	啓一	主幹	柳田	諭
庶務係長	古川	俊子	庶務主任	濱村	勝義
調査係	青山	諭	議事係	葛西	信弘

澤藤一雄議員

開議の宣告

午前10時06分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより澤藤一雄議員、徳誠議員、半田義秋議員、目時睦男議員、横垣成年議員、工藤孝夫議員、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、濱田栄子議員、毛馬内光雄議員、石田勝弘議員、中村正志議員、斉藤孝昭議員、大澤敬作議員、村川壽司議員、坂井一利議員、東健而議員、柴田峯生議員の順となっております。

今日は、澤藤一雄議員、徳誠議員、半田義秋議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

○議長（宮下順一郎） まず、澤藤一雄議員の登壇を求めます。49番澤藤一雄議員。

（49番 澤藤一雄議員登壇）

○49番（澤藤一雄） おはようございます。旧大畑町選出の澤藤です。むつ市議会6月定例会に当たり、3月の選挙で公約をいたしました自然環境の保全再生と沿岸漁業の振興について質問させていただきます。

この3月14日に合併によって人口6万7,342人、面積863.78平方キロメートルの新むつ市が誕生いたしました。合併に際して策定された新市まちづくり計画の中で、大畑地区に関しては、森林環境ゾーンの整備方針では、多様性、柔軟性を持った持続可能な循環型社会の構築を目指すと定義をされています。また、環境ゾーンの整備方針では、漁場環境の悪化や資源の減少に対応するため沿岸漁場の整備を進め、沿岸海域の漁場生産力の向上や水産資源をふやし、つくり育てる漁業、資源管理型漁業を進めていきますとしています。旧大畑町では、NPOなど市民グループが地域シンクタンクとしてサステナブル・コミュニティ、いわゆる持続可能な循環型環境社会に関する調査研究を進めてきました。その実践活動として、県行政と連携した公共事業による自然環境の保全再生に取り組んできました。平成9年からは、それまで洪水対策が強調されたために、直線化や川石の除去などで生物の少なくなった川に石組みを配置して川に自然を取り戻す大畑川再生事業を提案して工事が行われ、後に県による全県での河川整備の方針になっています。海では、県行政と地元住民の橋渡しをNPOが担い、海岸浸食からの防護施設を自然石を用いたものにつくりかえるなど、木野部海岸で環境の再生が県行政によって行われてきました。この自然石の消波施設は、行政にと

っては防護施設ですが、地元住民からは磯として海藻やウニ、アワビなど魚介類の採取が行われ、漁業の対象として利用されています。

平成13年12月、県は青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例を制定しました。これは、県が初めてパブリックコメント制度を採用したものでありますが、この県の試みに対して市民グループが、それまでに蓄積した実践に裏打ちされた知見をもとに、自然環境の保全と再生についてコメントしたことで、大畑川流域が保全地域第1号に指定されたものであります。このように自然環境の再生、創造が行われている川や海にとって大きな問題となっているのは、雨が降るたびに泥水が流れ出して、川も海岸も覆い尽くしてしまう山の問題であります。

平成14年に森林法が改正されて以来、森林の持つ公益的機能を重視した森林経営に努めてまいりますと判で押したような答弁を聞きますが、旧大畑町の面積235.59平方キロメートルの90%を占める211.4平方キロメートルの国有林では、ヒバやブナを伐採するために、網の目のように林道作業道をつくり、ブルドーザーで丸太を運んでいるのであります。これに追い打ちをかけるように、今大間原発からの送電用の鉄塔建設のために工事用道路の建設が進められています。この種の工事は、環境に配慮して、通常はヘリコプターで資材を運搬する方法がとられるとされています。平成10年9月の台風5号では、大畑町の二枚橋海岸に大型ダンブ230台余りもの流木が流れ着き、定置網に数百万円の被害が発生したのですが、補償はされませんでした。このときに、国有林に入って調査をした結果、林道、作業道が至るところで崩落して、土砂や岩石とともに放置された切り株が、あるいは風倒木などが川を通過して海に流れ着いたことが明らかになりました。泥水や流木は、程度の差こそあれ、日常的に発生しています。被害を受けて

いる定置網の漁業者やヤマメやニジマスの養殖業者が被害の賠償と伐採方法を変えるよう要望しても、相手にもされません。養殖の魚は、泥水が入るとえらが腐って死ぬといます。

大畑川における水深の比較調査では、昭和40年代には深さが5メートルあったふちが平成14年の調査では1.5メートルしかないことがわかりました。国有林から流れた土砂で埋まっているからです。川の底は、岩盤でできていますが、岩盤も川底にあった石も土砂で埋まっています。流れが急で、土砂などあるはずもない源流域でも、河口近くの下流域のように、砂れきで埋まっています。サクラマスの陸封型で禁漁になっているスギノコの生息域も、ニホンザリガニ、トウホクサンショウウオの生息域も土砂で埋まっています。このことは、石に付着して水生昆虫やアユを育てる珪藻、藍藻が育たないことを意味しており、川の生産能力が極端に落ち込んでいることとなります。昔は、天然アユがたくさんとれた大畑川ですが、ここ20年くらいは放流しても育たない状況が続いています。イワナやヤマメも同様であります。

海では、山から土砂が入ると、3日も4日も漁ができなくなるといいます。魚が泥水を嫌って遠く沖合に移動するためと考えられます。地元のウニやアワビ漁師はまた、磯が泥をかぶると海藻が腐るといいます。海藻が腐れば、ウニやアワビがいなくなるのです。林道はまた、大畑川源流域を含むすべての本支流に網の目のようにつくり、山菜やキノコを求めて域外からの多くの車が入山し、どこまでも入り込んで山野草や禁漁のスギノコを含むありとあらゆるものが販売を目的に持ち去られています。

かつて環境保護活動は、実生活や経済活動と対立する甘ったれの活動と見られてきました。しかし、豊かな環境を保全し、再生することが実は人間が生きていく上で必要不可欠な生物資源をふや

す根本なのであります。津軽海峡では、これから県の魚であるヒラメがとれます。活魚として高値で取引されますが、ヒラメはアジやイワシをえさにします。アジやイワシは、動物プランクトンをえさにし、動物プランクトンは植物プランクトンをと突き詰めていけば、すべて植物に突き当たるのです。田んぼの米だって、農家の人が収穫をしますが、人間はイネが育ちやすいように手助けをしているだけなのであります。根から水と養分を吸い上げて光合成ででんぷんを生産しているのは植物であるイネなのです。循環型環境社会の大原則は、植物も動物も含めた命をふやすことなのであります。森も川も海も植物が育たないと魚や動物など人間が生きていくための食料が得られなくなるのであります。

近年森は海の恋人と言われて、漁師による植樹活動が報道されています。緑の大切さを理解していただくという教育的効果にはすばらしいものがあります。しかし、大畑の大地は、農地の耕作を放棄すれば二、三年で畑だったところにはアカマツやハンノキが、水田だったところには柳が生えて森に返っていくというすばらしい大地なのです。林道をつくるために森林の表土を削って裸地ができると、やはり二、三年でヒバやブナ、アカシデなどの樹木が芽を出します。しかし、林道も作業道も傾斜がきついため、雨が降ると道路の上を水が走って土が削られ、泥水が流れるのです。集中豪雨では、それで道路が崩れて土石流が発生しているのです。

林野庁のホームページでは、森林・林業基本法制定の背景として、森林に対する国民の要請は、木材生産機能から水源涵養、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用等多面にわたる機能の発揮へと多様化しており、これにこたえていけるよう将来にわたって適正に森林の整備と保全を行うことが

求められていますと書いてあります。さらには、森林は下草や落ち葉などで地面が覆われ、土壌が守られているため、土壌の侵食、流出を抑制します。荒廃地では、ヘクタール当たり年間307トンの土砂が流出するのに対し、良好な森林ではわずかに2トン、荒廃地の150分の1の土砂しか流さないという調査報告がありますとも書いてあります。さらに、山地災害の多発と森林の整備、保全では、我が国の森林は急峻な地形と脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等山地災害や森林災害が発生しやすい条件下にあるので、災害を未然に防止し、安全で安心できる災害に強い森林づくりを一層推進していくとしています。

大畑川流域には、現在林野庁が設置した治山ダムなどの砂防施設が70カ所を超えています。伐採のために山を削って土石流を発生させたうえに、次々と治山ダムを建設し、国土を守る治山ダムと看板を掲げているのであります。その治山ダムでは、落ち葉などの有機物が堆積して腐り、どぶ臭いにおいを発散して水は黒褐色に偏食し、水質の悪化を招いているのであります。何のことはない、手つかずの自然と形容される山奥にどぶができていたのであります。この二、三年は、1年に3基も4基も流木どめのスリットダムがつくられています。しかし、平成10年9月の台風5号の洪水では、ダムに一定の量のごみがたまるとダムを乗り越えて流木が海に出ることが確認されています。治山ダムでは、通常は砂が満タンに堆積して安定していますが、洪水のときは堆積していた土砂が洪水とともに下流に流れて、むしろ洪水流のボリュームを大きくし、被害を大きくする可能性があります。これら林野庁の治山施設は、伐採の経費とは別に国民の税金で賄われます。治山事業の予算から支出されているのであります。

私がこういう話をしますと、山は削ってもいいが、泥は流すなと現場の皆さんにしわ寄せが行き

ます。しかし、これらの問題は、森林管理署の職員や伐採業者、伐採現場で働く方々の責任ではありません。私は、木を切ることに反対はしません。もっと伐採に経費をかけて、山肌を削らない方法で伐採をし、漁業者の皆さんと共存できること、切った丸太は地元の製材所に払い下げるなど、地元の産業や経済に貢献する国有林に生まれ変わるべきだと言っているのです。そんなに経費をかけると、市場経済で外材との競争があるから、高くてもヒバも売れないという議論があります。それなら、初めから国が生産する木材は競争できないのです。なぜなら、自然に成長した木を伐採するのに山を壊しながら林道や治山ダムを別予算でつくらなければならないからです。山を壊さなければダムをつくらなくてもいいのです。ダムをつくる予算を伐採の経費に充てればいいのです。

和歌山県や四国では、山が急峻であるという事情から、架線集材が採用されています。下北の山も最初は傾斜の小さい切りやすいところから伐採したために、今では急斜面に林道を開削して伐採が行われているのであります。どうして青森県や下北半島では、林野庁のすばらしい方針が正しく適用されないのでしょうか。原子力半島と言われるように、政治も経済も貧困で、金のために危ないものを欲しがるから、多くの核関連施設が立地しているのではないですか。だから林野庁も国有林で、だれに遠慮することなく思うようにやってもいいのだと、ばかにしているのではないですか。

大畑営林署当時、平成6年度からの5年間と比較して、平成11年度からの5年間のブナの伐採量を2.5倍とする計画がありました。切ったブナは、秋田県などに家具の材料として搬出されるとのことでした。白神山地などで切れなくなった分を下北の山で生産しているのです。なぜ生産を上げて

いる下北の山が壊されて、収益も上げない保全地域が大切にされているのですか。

燧岳のすそ野、佐藤ヶ平国有林に広大なチシマザサの群落が広がっています。昭和53年当時、ブナ林を伐採したところ、林床に生えていたササの勢力が強くなって、自然の状態ではブナ林が再生できなくなったところに借地をしていた県肉用牛開発公社が平成12年、平成13年度に20.8ヘクタールの植林をしました。市民グループの長年にわたる働きかけの結果とはいえ、失われた環境を再生するという意味ですばらしいことでもあります。国有林では、戦後の拡大造林で植林された杉の人工林が手入れもされずに山狩り状態になって密生していたり、樹齢50年くらいのヒバが人も入り込めないくらい密生して成長が阻害されている状況があります。大畑漁協に登録されている漁船は、現在5トン以上が69隻、5トン未満が346隻ですが、5トン未満の小型船が沿岸で年間を通じて漁をしています。冬から春にかけては、ウニ、アワビ、タコ、サクラマス、メバルなど、春から秋まではカレイ、イカ、ヤリイカ、ヒラメ、サケなどを定置網や一本釣り、刺し網、かご等々、いろいろな漁法で漁をします。1年じゅう尻屋崎まで出かけて漁をする若くて体力のある方、中には四、五万円の年金収入を補うために前沖で細々と漁をする方も多くなっています。

どの産業、どの業種を見ても落ち込んで元気がない、この日本一経済の落ち込んだ下北、企業誘致など望むべくもない。大畑地区は、合併効果と高齢化でさらに落ち込んでいる。こうした状況の中で、いかに生活を維持していくか、沿岸漁業に頼るしかないのです。沿岸漁業は、究極のセーフティーネットなのであります。市長は、3月定例会で第1次産業からは税収が上がらないとの趣旨の発言をされました。市長は、だれのために行政運営をしているのですか。役所の財政のためです

か。それとも、一部業界のためですか。まず、市民の最低限の生活を維持することが何よりも優先されるべき課題であります。市長には、食糧生産をなりわいとし、大畑漁協に登録する346隻もの沿岸漁業従事の皆さんがいかに泥水や流木問題で営業に不利益をこうむっているか、あの溪流釣りのメッカと言われた大畑川がいかに惨憺たる状況にあるか、正しく現状を把握し、翻って国有林を治外法権として看過するのではなく、地域の貴重な資源としてとらえ直し、荒れた杉の人工林は伐採してヒバやブナを植林する、密集して成長がとまっているヒバ林は、除伐や間伐をして成長を促す。ブル集材から架線集材に切りかえて、年度ごとに伐採区域を定めて収穫する輪伐方式を採用することによって、持続可能な森林経営を提案すべきであります。

手入れの行き届かない国有林に新規に植林や除伐や間伐、沢筋の流木の回収など手を加え、荒れた山の森林を整備育成することで森林伐採に従事する人たちの安全、安心と安定した雇用が確保され、拡大していくのであります。こうしたことを国や県に提案もし、要望もしていくという戦略的な姿勢が求められます。国有林の面積は592.48平方キロと新むつ市の面積の68.6%にもなるのです。山が変われば下北半島は変わるのです。いつまでも林野庁に私たち下北の山を任せておくのではなく、地方が自らの資源として管理することを主張し、全国の自治体と連携していくべきであります。このことが、壊され続ける森と川と海の自然生態系を再生し、生物多様性が確保される、それが漁業資源の増大、ひいては沿岸漁業の振興に大きく寄与するものと確信するものです。

1、地域住民や市民グループとの連携を進めていく、2、引き続いて県事業に環境の保全再生を求めていく、3、国有林への対応は山を壊さない方法への転換と森林の整備を求めていく、4、他

の自治体と連携して国有林の地方移管を求めていく、以上4点について市長の率直な答弁を求めて壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 7番。

(7番 村中徹也議員登壇)

○7番(村中徹也) 議事進行を申し述べます。

ただいま澤藤議員の発言の中で、むつ下北は経済も政治も貧困でというフレーズがございました。この政治も貧困でと、さも聞きようによっては、むつ下北の首長及び議員及び議会を愚弄するものであるという感触を受けました。自らの力のなさ、そしてそれを議員全体として政治が貧困だとおっしゃりたいのはわかりますが、言葉の行き過ぎだと私は感じました。よって、議長には前後のフレーズを確認のうえ、後日処理をするよう議事進行を申し述べます。

以上です。

○議長(宮下順一郎) ただいま7番村中徹也議員から、ただいまの澤藤議員の発言の中に不適切な表現があるというふうなことの議事進行でございました。議長といたしましては、後刻議会運営委員会を開催し、その発言の内容等を精査のうえ、議長として措置させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、最後に述べられた四つのお尋ねだろうと、そう存じます。地域住民や市民グループとの連携を深める、引き続いて県事業に環境の保全再生を求めていく、国有林への対応は、山を壊さない方法への転換と森林の整備を求めていく、他の自治体とともに国有林の開放を訴える、

こういうことに要約されると存じます。今のご質問の大前提が国有林野特別会計にあるということは十分ご承知のうえでの質問だろうと思います。国有林野特別会計の赤字は、極めて膨大なものでありまして、林野庁はこの赤字を解消することをまず第1テーマにしているというふうに私は受け取っております、このことについてはまことに遺憾であると感じております。

その国有林野特別会計以外の事業が、例えば森林組合等を通じてさまざまな作業に展開されている。その展開の仕方が山を守るという目的から大きく離れている。そして、恋人を殺して、その恋人というのは、山は海の恋人という意味の恋人であります、恋人を殺してその恋人だと思っている方もさんざんいじめているという現象を生んでいるという、そういう論理であろうと受けとめました。私は、地域住民や市民グループとの連携を深めるということは、このような活動が広く地域住民を初め県民、国民に認知されていくということが必要であろうと、そう存じます。大畑で行われておりますNPOまでいかないでしょうけれども、住民運動が非常に熱心に継続的に行われてきているということに敬意をあらわすところでありますが、それがまだまだ認知されておらぬ。この地域住民の運動の根本になっているのが緑の羽根運動の基金であります。これは、旧むつ市では一般的な募金しか行われておりませんが、大畑の場合は各戸に呼びかける、あるいは各団体に呼びかけるといったような深い運動を展開しながら進められてきて、緑の羽根で集められたお金は40%が地元還元されるという、そういう制度を活用しているということでもありますけれども、その運動を広める、認知してもらい、そしてそれをさらに幅広い展開をしていくというような活動の源泉にしていくということが何よりも必要ではないだろうか、そう思うところでございます。地域住民や

市民グループとの連携を深めるというのは、そのような思いを込めてお話になっているのかなと私は伺いました。

また、県事業に環境の保全再生を求めていく、これは県の事業は主として民有林を対象として行っている。先ほど申し上げましたように、我が地域の山林は、国有林が占める面積が大きいわけにありますから、国有林を守り育てる運動と並行して民有林をいかにして活性化していくかという運動にもまた運動させなければならぬという意味ではおっしゃることの意味がよく理解できるのですが、今森林組合等は財政的にひどく厳しい状況に追い込まれているということは既に十分ご理解だと思いますので、あえてそのあたりは繰り返しません、県は県として地域の民有林の活動をさらに積極的にしていく必要があるだろうと、そう考えるところであります。

3番目のお尋ねは、国有林への対応は山を壊さない方法への転換と森林の整備を求めている、また他の自治体と共同してそのようなことを進めるというお尋ね、お尋ねというよりも、多分これは澤藤議員のご意見だろうと、そう私は受けとめたのであります、ほかの地域よりも下北の国有林が粗末にされているのではないかと考え方は、私もある程度理解をいたしておるところでございます。これは、すべからく住民運動の展開の仕方がそれぞれの地域地域のものであったということにもいささか原因があるのではないかと思います、私も本来はおやじの跡を継いで製材所をやっていました。製材所をつぶしました。とても原木が高くて製品が安いという状況の中で、製材所の経営が不自由になりましたので、つぶしました。まだそのような時期は、それで国有林はある程度維持できたのであります。しかし、今や製材所が下北郡で何力所あるのでしょうか。私は、大体一番先に自分の会社をつぶしたのではないかと考えて

いますが、今や製材所の経営を維持できないでどんどん減っている。あの大畑で製材所は何カ所あるのでしょうか。かつては、大畑の町じゅう製材所があったという時期がございます。また、先進的な技術を使って木材に付加価値をつけ加えて出荷するという、そういう事業を営んでおった木材加工業者もありました。そういう大きな業績を上げた会社もその経営を維持できないという状況になってしまっておる。この中で、私から申し上げられる、あるいは答えにならないけれども、申し上げなければならないことは、国有林の経営の基幹になっております特別会計、これを根本的に変えていく必要がある。それをするためには、県の力もかりなければなりませんし、単に市町村が一緒になって活動するという、これは運動のスタートとしてそういう行動は起こさなければならないと思いますが、そのような運動もなかなか今起きにくい状況になっておる。私の3月の発言をとらえられまして、1次産業から税金が上がらないと言っておったと、こう指摘されましたけれども、それは発言のごく一部でございまして、それがすべてを象徴している言葉ではないということは十分おわかりのうえ引用されたことだと思っております。

そのような非常に運動として展開しにくいものであるし、国有林の特別会計を別枠にしてしまう。これは、郵政改正よりももっと先に行わなければならない、改正というよりも改善であったらうと私は思うのでありますが、そのようなことを少し時遅しとは言わざるを得ませんけれども、今下北から声を上げていこうという澤藤議員のご発言には大いに賛同し、ともに行動していきたいという願いを申し上げて答弁にさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 1番、2番の市長のご答弁に対して、そしてまた3番、4番のご答弁に対して

若干申し述べさせていただきます。

私の申し上げているのは、地域住民の中に、もう既にNPOがあって、自らシンクタンクを任じているという組織があります。そして、これらが県の川づくり、海づくりを誘導しているといいますが、そういう役回りを、あるいは住民と県の工事担当の方とワークショップあるいは懇話会をたびたび開いて、どういう公共施設がその地域住民に歓迎されるのか、求められているのか、こういうことについて随分研究もし、橋渡しをするという役回りをしているわけです。末端の行政であります市町村の担当以上にいろいろ研究しているわけですから、あるいは県の皆さんよりも深い知見を有している部分もあります。これは、中央の大学の関係者等々常に大畑をテーマにした、あるいは生態系をテーマにした研究を続けているという状況がありますので、そういう意味での地域住民との連携というようなことを申し上げているのであります。

それから、国有林のこの特別会計の問題につきましても、市長は今非常に行動を起こしにくいテーマではあるけれども、郵政民営化よりももっと先に取り組むべき問題であるというようなご認識に対しましてはまことにありがたく、敬意を表するものであります。市という末端の行政でありますので、当然県行政と連携をとりながら、そのうえで全国の都道府県とも連携をとりながら、ぜひとも地方への移管、これも含めて、山がこれ以上壊される、そのことが山だけにとどまらないというような実情をよくよく訴えて、こうした行動をぜひともむつ市から起こしていただきたい、このように要望して回答を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） NPOの活動を私先ほど多少過小評価したようでございまして、その点はおわびをいたします。しかし、それが県のレベルまで

は動かせるのです。国のレベルになると、なかなか厚い壁があって、そこまで行ってはね返されるということが多い。郵政改革というのは、小泉内閣の最大のテーマでありますけれども、そのテーマが取り上げる順序として正しかったのかどうかということです。

私は、かつて林野庁長官と話をして、育林を無視した国有林経営はないだろうということをお願いすることがございます。育林というのは、すべてを包括するはずであります。ダムをつくることも林道をつくることも、それらはすべて育林の障害にならないようにしなければならない。ダムは、特にアメリカではダムを壊すという運動が始まっている。それは、山につくられたダムでも同じことなのであります。ダムは常に一定の年限が過ぎると、勝手にその目的外の活動をしてしまうというものでありますから、そういうことも含めて育林をいかにするかが本来国の事業としてやってきた国有林、これは国有林はかつては国の財政を維持するための藩が持っていた森林をすべて国有林に組み込んでしまったという歴史を持っているわけですが、今度は金にならないから借金をちゃんと払えというだけにしてしまったという発想の貧困さをあらわすものでしかない、こう私は勝手ではありますが、思っております。ですから、NPOの活動、これは非常に大事な活動をなさっておりますが、どうやって広がりを持つか、それはやはり市町村と連携を深める必要があるでしょう。

下北の市町村議会の議員さんが林活の議員連盟をつくっていらっしゃる。私は、この活動もさらに活発にしていきたいと日ごろ思っているものでございますし、また市町村長との連携も深めてもらいたいという思いも持っているところでございます。現在市町村合併が進みまして、市の数が少しふえました。しかし、市に属している国民の比率は4分の3であります。市が連携を深める

ことによって森林を持っている市がほぼ3分の2でありますから、全国市長会等でもこのような運動はあるようですが、余り活発ではない。そこに我々の立場から刺激を加えていくということも必要であろうと、そう思っております。

山は海の恋人であるならば、恋人を元気にするのは海の仕事だと北海道の運動がございますけれども、それだけでは十分ではないでしょう。自治体が挙げてその活性化、そして真の恋人らしい姿に変わってもらうようにNPOという運動から枠を広げ広げて国を動かすということにしていけるならば、これにまさはりはないだろうと考えておることを申し上げて答えにさせていただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） まず、県との対応、そして市民グループとの対応ということについて申し上げます、やはり地元をよく知っているNPOと市の担当の皆さんと、まずいろんな意見交換をする、そして協力して県にどういう公共事業、公共工事を求めていくのか、あるいは公共工事をやる場合にどういうことに配慮をして、それらの工事を県にやっていただくのかということのすり合わせをぜひやっていただきたい、これが一つでございます。

そして、国有林の特会の問題ですが、これは当然国有林のない市町村もあるでしょう。これはよくわかります。ですから、これも先ほど申したように、青森県とよくよく、あるいは県内の自治体ととりあえずよくその実情について意見交換をするなり、そして県として国に要求、要望していくというようなことが必要だろうと思えますので、その辺のことについてご答弁をいただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在の知事の県政運営の基本になっている方針が攻めの第1次産業で、森林の場合は第1次産業以前に多くのもののプロテクタ

一であり、育成者である、こういう考え方から子どもは受けとめなければならないと思います。ご提言をよく受けとめまして、これからの行政運営に生かしていきたいと考えます。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

徳 誠議員

○議長（宮下順一郎） 次は、徳誠議員の登壇を求めます。31番徳誠議員。

（31番 徳 誠議員登壇）

○31番（徳 誠） むつ市議会第184回定例会に当たり、新たにむつ市民となられた方々の立場から、3点について手短かに質問いたします。

まず、1点目といたしまして、市長の祝辞についてであります。4月7日の小・中学校入学式要項に、市長のお祝いの言葉が掲載されていなかったのに非常に寂しさを感じました。特にことしの場合は、3月14日は新しいむつ市が誕生することから、3月13日以前にほとんどの小・中学校の卒業式が挙行され、それぞれの旧町村長としての最後のお祝いの言葉が卒業式要項に掲載されていました。合併後20日程度過ぎての入学式となったことから、何かの手違いがあったのではないかと考えられますけれども、今後はこれらの入学式並びに卒業式のそれぞれの要項に市長のお祝いの言葉を掲載すべきと思うが、市長のご見解を賜りたいと思います。

次に、むつ市消防団の定期観閲式についてお伺

いいたします。新しいむつ市が誕生して初めての観閲式が5月8日に田名部地区で開催されましたが、旧町村民の方々は、毎年各地で行われていた観閲式をこしは見る事ができなかったことに、これまた一抹の寂しさを感じています。私は、隔年での川内、大畑及び脇野沢地区での持ち回り開催をすべきと考えていますが、市長のご見解を賜りたいと思います。

最後になりますが、公共事業についてお尋ねいたします。去る5月6日に旧川内町、大畑町、脇野沢村の商工会長から要望書が提出されております。これと関連をして、新しいむつ市誕生前は特殊な事業を除き、旧行政区域での公共事業は旧行政区域の関係事業者が発注されてきましたが、最近の不況と相まって公共事業も著しく少なく、旧行政区域の業者は倒産あるいは倒産寸前の状況と伺っております。このような実情を幾らかでも解消するために、旧行政区域における公共事業についてはそれぞれの区域の関係事業者が発注すべきだと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

市長の誠意あるご答弁を期待をしながら、壇上からの私の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 徳議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、入学式や卒業式については、学校行事の中の儀式的行事として、各小学校、中学校で実施しております。そのねらいは、学校生活の有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動であるということであり、児童・生徒が相互に励まし合い、祝い合って喜びをともにし、決意も新たに新しい生活への希望や意欲を持てるような動機づけを行い、学校や社会への所属感を深めるとともに、厳粛な機会を通じ

て集団の場における規律、気品のある態度を育てることも大切であろうかと思えます。

希望に燃える児童・生徒を励ます意味でも、むつ市内の小・中学校へ赴いて、入学式などで祝辞を述べればいいのでありますが、市町村合併に伴い、管下の学校数が32校にふえ、対応は困難な状況となっております。議員ご提案のとおり、今後入学式要項に市長メッセージという形ですべての学校に掲載していただき、児童・生徒の学校生活に夢と希望を抱ければと切に願っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、むつ市消防団観閲式についてのご質問であります。消防団の年間行事等については、合併協定書において、新市において調定することとされていたことから、合併協定調印後に4市町村の防災担当者が3回の会議を開いて協議するとともに、消防団長を交えて合同会議を開催し、協議しております。この中で消防団の観閲式については合同で開催すること、また消防団出初め式については簡素化を図りながら、それぞれの地区で個別に開催することを決定しております。これを踏まえて、去る5月8日に新市初めての観閲式を消防本部前で消防団員1,123名中717名の参加と来賓223名の出席をいただいて盛大に開催したところであります。

平成18年度以降の観閲式の取り扱いについては、いまだ協議検討の段階にありますが、観閲式の開催に当たっては、合併前に4市町村がそれぞれ実施した観閲式と比較し、参加人員が大幅にふえること、また参加のための団員の移動が長距離にわたることなどを考慮し、参加する団員が受け持つ地域の防災対策、会場の問題、そして広域的な移動に伴うさまざまな課題を克服したうえで考慮されなければなりません。したがって、平成18年度以降の観閲式のあり方については、今後

消防団長会議、消防団幹部会議等において協議検討させていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、当面旧町村区域の当該事業については、当該区域の関係事業者が発注されないかとのご質問にお答えいたします。これまで公共工事に対する住民の信頼及び請負業者の育成を念頭に置き、工事の発注に当たってはむつ市契約規則など法令に基づき特殊技術、機械または設備等を必要とする工事で、特定の業者と契約を締結しなければ所期の目的を達することができない特別な工事を除き、地元業者の指名を最優先に入札等を行っているところであります。新市発足後においては、工事施工場所の地域性を考慮し、指名競争入札の執行にあっては、5人以上の入札者を指名することを原則としていることから、むつ市請負工事等業者指名審査会においてランクづけしている土木一式工事、建築一式舗装工事を直近上位または下位の等級に属する有資格者をも指名できるとし、さらに法令の規定に基づく随意契約を活用するなど、地元企業の受注機会の確保を図るための措置を講じております。

また、物品の調達につきましては、各分庁舎においては1件が5万円、小・中学校においては10万円を超えないものについては各分庁舎で調達できる運用としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 31番。

○31番（徳 誠） 1点目の祝辞等については、市長も今後はそのような方向で努力すると、こういうことですので、何とかそのようにお願いをしたいと思います。

2点目の観閲式の関係でございますけれども、平成17年度については、既にもう実施されましたので、平成18年度についてはまだこれからだということですが、それぞれ各分庁舎、例え

ば川内の消防分署あるいは大畑、そしてまた脇野沢と、分署等の関係者あるいは各地区の消防団長、いろいろな形で今後も合同会議も開催されると思いますけれども、私も1回目の質問で言いましたのは、新しいむつ市民になったら、1年に1回の消防行事、あの勇壮な姿が見られなくて残念だと、こういったことが地域から聞かれるわけでありませう。したがって、今回の場合はそれぞれ川内、大畑、脇野沢の消防団関係については、代表分団が参加されたというふうに向っておりますけれども、もし仮に田名部以外でやるとすれば、むつ市の本部はこれでいくにしても、むつ市消防団も代表分団でできるのではないかなと、このように思っているわけでありませう。したがって、旧来の市町村の場合は、川内、大畑、脇野沢、それぞれの消防団で開催をし、そのために市長もかなりご多忙であつたらうとは思いますが、今はこの辺では4カ所で順番にやるとしても、市長は年に1回行けばいいわけですが、4カ所に行かなくても。そういった意味では、新しい市民の勇気づけのためにも、4地区で持ち回りでやっていただきたい。

さらには、市長が観閲者であるわけですから、市長として各地区でやるように消防団で検討していただけないかと、こういった方向で、消防団や分署に任せるのではなくて、市長が観閲者としてやはり全市民にあの消防団の勇壮な姿を見せたいという思いでそのような方向で検討していただきたいなと、こう思います。

次に、3番目の公共事業の関係でございます。市長の答弁ですと、ランクづけをして、それぞれの地域でやっていますけれども、今何せ景気がこのような低迷をしている状況の中で、例えば新むつ市管内のどこかで公共事業があつたと。そうすると、いろいろ業者間での競い合う、そうすることによって、体力のある業者、ない業者、それに

よってはさまざまなことが発生すると思うのです。せっかくその旧行政区域での公共事業があつたにもかかわらず、よその方の旧行政区域での業者が入札をしたと、こういったことがあつては、何のための合併だつたのかということもいろいろ聞かれますので、その辺の考え方、もう一度市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 消防団の定期観閲式については、今消防団業務の委託を受けているのは、一部事務組合下北地域広域行政事務組合の消防本部になっております。団長あるいは幹部会議の中でただいまのようなご意見があつたということをご披露し、会議の中でご検討いただくということにさせていただきますと存じます。

次に、公共事業の問題であります。非常に残念なことには、今発注高が非常に低いレベルになっております。特に合併してこられた旧町村部においては、目玉はありますが、恒常的な工事の発注の計画が極めて低くなつておる。あわせて県の工事も同じような状況になっているということでごさいます。胸痛む思いをいたしました。その中で合併してきたから、工事がなくなつたということになつては、これは地域経済にとつても、あるいはそれぞれの業者の皆さんにとりましては大変な痛手になるわけでごさいます。ですから、業者間でどういうことが起こるのか、ここまでは我々は踏み込むことはできませんが、そういうことが起きないように。ランクの上、下と申し上げましたのは、旧むつ市内にはランクを守つて発注していればこれまではよかつたのであります。ただ、合併してこられた旧町村の業者の方々にとりましては、ランクの上の人も入つてもいいよと、ランクの下の人も入つてもらいましょつと、こういう配慮をして、指名をしたいと考えているところでごさいます。これらのシステムを地域の業者

の方々が十分ご判断なさって受注されるようにしていただきたいと思います。市の発注する工事については、そのように運べるような段取りや工夫を凝らして、既に行ったものもございませぬけれども、これからも行っていくつもりでございますので、徳議員のご発言の趣意に沿うものと考えておるといふことをご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで徳誠議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員を追加指名いたします。

63番久保田昌司議員を指名いたします。

半田義秋議員

○議長（宮下順一郎） 次は、半田義秋議員の登壇を求めます。33番半田義秋議員。

（33番 半田義秋議員登壇）

○33番（半田義秋） むつ市議会第184回定例会に臨み、三つの項目に分けて質問いたします。

まず最初に、観光問題について質問いたします。我が国の経済は、都市部の方では景気回復の兆しが見られるものの、ここ青森県では依然として厳しい状況を脱しておりませぬ。その中において本県の観光客数は、平成14年12月1日の東北新幹線青森県乗り入れや、それに関連して実施した各種誘客アフターキャンペーンによる効果で県外客が

大幅にふえ、平成15年度においては全体で4,830万人、前年比何と400万人の増でありました。観光消費額についても全体で1,848億円、前年比200億円の伸びとなり、東北各県に比べ一番の伸びを見せ、宮城県を追い越す日もそう遠くはありませぬ。しかしながら、ここむつ下北地方では、残念なことに平成15年には30万人ほど観光客がふえましたが、平成16年度には逆に25万人の減となり、もとに戻ってしまいました。それはなぜか。いろいろ理由はありませぬが、主なものとして、観光道路網の整備、宿泊施設の少なさ、それと観光産業の希薄さなどが大きな原因と思われませぬ。秘境と言われる手のつかない自然の美しさに恵まれていゝ下北、この下北半島がこれからの観光の拠点と見られ、県やJR東日本では、それに力を注ぐと言われておりませぬ。だが、肝心の受け入れる側の体制が整っていないと、それも絵そらごとになってしまいます。

また、観光はむつ市ばかりではなく、下北が一つという考えで臨まなければ当然いけなないと思ひませぬ。観光は、自然や風景の美しさ、景勝地ばかりではだめなのです。そこで、必要になってくるのが産業観光です。産業観光とは、食べる施設、遊ぶ施設、見る施設、それとショッピングができる施設であり、これらと自然の美しさ、景勝地と相伴って初めて下北の観光が生きてくると思ひのです。

そこで、市長にお尋ねします。一つとして、産業観光について市の取り組みやその方策、二つ目として観光と地域の産業との結びつきに対する市長の見解、三つ目として、観光客の入り込み数の前年度の実績と平成17年度の目標、以上をお願いいたします。

次の質問に入ります。一部事務組合下北医療センターについて伺ひます。昭和46年、下北地方の各自治体病院の医師確保のため、一部事務組合と

252万人となっており、平成17年の見込みにつきましては大きく減少することはないと考えております。いずれにしても、観光行政においては下北半島全体で事業を展開していく必要があります、誠心誠意努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、一部事務組合下北医療センターについてのご質問にお答えいたします。最近新聞等で県内の自治体病院における医師不足が報道されておりますが、当下北地域も例外ではなく、非常に深刻な問題であり、医師不足の解消は喫緊の課題であります。現在のところ下北医療センターは、医師確保対策や病院間の医師の連携を推進するための組織としての役割を担っております。したがって、構成市町村のうち4市町村が合併し、3町村が合併協議会を設置したからといって、現状では下北医療センターの存在意義がなくなるというものではなく、また一部事務組合の解散には、その設置と同様に関係市町村の議会の議決が必要でありますので、下北医療センターの果たすべき役割がもはやなくなったとの認識のもと、すべての構成市町村間で解散の合意形成が調うまでは存続するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、施政方針の中で市民の心の融和と「理解と協調」をキーワードに示しましたが、その具体策は何かとのお尋ねであります。3月の議会においても、複数の議員から同様のご質問をいただきましたが、それぞれ異なる歴史と文化と風土を持つ四つの市町村が一つになるのでありますから、まずお互いにそのことを尊重し、理解し合うことが必要であろうとの思いを申し述べさせていただきました。さらに、協調という言葉をつけ加えましたのは、日々の市政運営で直接市民の方と接する機会の多い職員が旧市町村職員の意識を払拭して、文字どおり協調して新市民に丁寧に、公平に

接していただきたいという思いを込めた言葉であることも申し上げました。その考えは、もちろんいささかも変わるものではありませんし、これからも新市の歩みを刻んでいくうえで基本に据えられるべき言葉であると思っております。職員同士の理解と協調は、相当進んでいるのでありますので、現在は私を含めた市の三役が旧町村の会議や催し物に出席して、直接お話を伺う機会を多く設けておりますし、今後もそうした努力は続けていかなければならないと思っております。

一般市民の交流につきましては、半田議員も所属しておられます商工業団体や農林水産業団体など各種団体及び学校を同じくしたことを通じて、旧知の間柄にある方もたくさんおられると思いますので、そうしたつながりがきっかけとなって交流の輪が広がっていってくればという思いも持っております。市といたしましても、スポーツ大会や各種行事等と一緒に運動し、活動する機会を提供していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 33番。

○33番（半田義秋） 市長の観光に対するご意見を伺いました。それで、市長、私の私見ですけれども、少し述べさせていただきます。

下北の観光バスの乗り入れは、私の友人が三八五観光にいますけれども、弘南バスとともにふえているのだと、それだけ下北の観光は年々ふえているそうです。だけれども、残念ながら日帰り客が多いのだそうです。それはなぜかということ、大勢泊まれる宿泊地がないと。それで、下北を見学して古牧とかまかどへ泊まるのだということでした。これは、まことに残念だと言わざるを得ません。なぜかということ、とにかく旅行客が見るだけではだめなのです。泊まっていたら、初めてその観光地が潤うのであって、そうすると第1次産業である市長が先ほど言われました農産物とか

海産物、魚介類がさばけ、またお土産用として木工品、陶芸、民芸品などの第2次産業も当然栄えるわけであります。しかしながら、これは卵が先か鶏が先かということですが、ホテル業界は下北に観光の設備が整うと当然観光客はふえると予想するわけですから、ホテルも建てるでしょう。そうすると、大きなホテルが建つと、そこには雇用の場が生まれます。当然30人、40人の雇用の場が生まれるのです。そうすると、1次産業の農産物、魚介類もそこで消費されて下北の産業が当然栄えると、私はそう思っています。新幹線が、延長となれば、もうあと四、五年で青森市まで来ます。下北半島縦貫道路を待ってられないという客が船で下北へ来る可能性だって高いのです。これは、現に昨年度、そういうルートで国土交通省の方から私たちに打診があって、私も商工会の会長をやった関係上、意見交換会に出席してまいりました。

それで、私が市長に言いたいのは、観光産業としての拠点、今ここに産業会館、通称来さまい館ですか、これ今できますよね。市長、今後この利用方はどのようになさるのか、それをひとつお知らせください。

それから、第2点は道路網の整備ですが、先ほど点々としていると、景勝地があちこちにあるから大変だと。それでも、道路が整備さえされればそんなに、お客は方々見ながら、どうせ観光に、旅行に来ているのですから、時間をかけてゆっくりと下北を一周なり半周なりするのです。そうすると、その道路、それはどこが一番肝心かという下北一周道路です。海峡ライン、もちろんかもしかラインもそうです。それから、国道338号、国道279号、この道路の拡幅整備、これがやっぱり必要だと思います。それから、半周道路として恐山から湯野川に抜けるあすなるライン、この整備拡幅も私は必要ではないかと思えます。

これには当然お金がかかるのですから、どうか舗装拡幅を県、国に強く働きかけ、一日も早い実現を願いたいものだと、そう思っております。

それから、第2点の下北医療センターについて再質問します。この一部事務組合があるがために、私は下北医療センター議会の議員でもありますけれども、いろいろとここでその協議がされないという大変本当に残念なものがあります。それで、それをとってしまった場合は、市民病院として再度むつ総合病院をスタートさせることができるのですよね。そうすると、川内、大畑、脇野沢を分院として、医師の派遣がスムーズにいくと。また、今はむつ総合病院から川内病院、大畑病院へ医者が行くとなると代務診療手当、これは4時間で3万幾らだそうですが、それらも必要がなくなるのです。それから、今下北医療センターの職員が5人おりますけれども、その給与等の経費も削減となります。これは、単なる経費削減でまだまだ大きな問題があると思えますけれども、現に経費削減でもそのくらいになるのです。それに市長、今現にむつ総合病院の事務所に、先ほど市長は医師間のスムーズな派遣があるがために下北医療センターが必要なのだと言われましたけれども、むつ総合病院の事務所の中に地域連携室があるのですよね。これはなぜかという、その医師の連携をスムーズにやるための連携室だそうでございます。下北医療センターがあるにもかかわらず、そういうのはやっぱり必要なのでしょうか。そこには、3人の職員が配置されているそうです。これについてもひとつお聞かせください。

最後の心の融和について質問します。私は、この前県の合併推進室に行っていました。そうして聞いたところは、心の融和策には具体案はないのだと、それぞれの自治体に任せていると、そう言われました。そこで、これはやっぱり各自体に任せるということですから、当然我がむつ市

でもそれに沿った対策を見なければならぬわけですが、市長、もう我々の年代、50、60歳の人間は、到底今さらむつ市民と、心底そう思うのはちょっと無理なのです。だから、若年層や女性の方に融和の心を呼びかけていただきたいと。そうすれば、今の若い人は、私はむつ市にすくなじむと思います。我々は、ちょっと年いくからなじめないけれども、それで、地域の伝統ある文化や祭典には、行政としても支援、協力を本当にお願いしたいと思います。

また、先ほど徳議員の消防観閲式の持ち回りも私は市民の心の融和の一つの方策だと思います。というのは、むつの消防団、大畑の消防団が、我が川内へ行ったり脇野沢に行ったり、そうして見れるのですから。私は、これも一つの、ああ、我々もむつ市民になったのだなという考えを持ってくれると思います。ひとつその方もまたお考えください。再質問の答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、下北に入り込んでこられるお客様たちが、なぜバスで来てバスで帰ってしまうか。これは、単に宿泊施設の問題ではないだろうと思います。夜の時間の過ごし方が退屈であるということ。それが証拠には、下風呂温泉の場合、お客様が大体全ホテルが満員になるくらい入っている。下風呂のホテルの料理はいい、同時にボリュームも大きい、こういう評判が観光エージェントを通じてではなくて、お客様同士の口コミでそういうことが広がっていると思うのです。今旧むつ市内だけ見ますと、それなりの本来シティホテルと言うべきホテルがビジネスホテル並みの料金で泊まれるのです。ここはお客様が入っています。しかし、同時に原子力関係の仕事をするためにむつ市においでになっている方々が、占領しているという言い方がいいのかもわかりませんが、そのために観光客の方々がそういう整った

ホテルをなかなか使いにくいという事情もあるわけです。

バス1台というと50人です。この50人のお客様が泊まれるようなレベルの例えば民宿でありますとか、プチホテルみたいなものがいっぱいあるのですが、そこまでは観光エージェントに周知されていないというような事情もあるようであります。これは、旧むつ市内のことを申し上げましたが、合併してこられたまちにもそれぞれ特徴のある宿泊施設があるわけでございます。特に大畑ですと薬研にございますホテルなどは、かなりな収容力を持っておりまして、ここにもたくさんお客様がおいでになっている。いわば早いもの勝ちみたいな形で部屋を確保していらっしゃる。薬研の場合は、個室ではない部分が多いのです。畳敷きで昔の温泉宿をホテル風にしたというのが多いのです。ですから、日帰りのお客様が多いということの要素は、隣近所にも立派なホテルがあって、そっちの夜の過ごし方が楽しくできるような仕掛けも持っているということにもあるのではないのでしょうか。これは、行政が相談あるいは協議会を開いてよく申し上げておるのでありますけれども、なかなかそういうふうな形にはいかない。あくまでも民間の資本でやっていただかなければならない仕事です。ただ、例えば大間でありますとか脇野沢地区などには幾つかの施設がありますが、欠点もある。脇野沢は、この前初めて拝見いたしましたけれども、カメムシが出る。川内もそういう状況はございます。こういう気がつかないでいる部分がお客様に嫌われていることもあるわけです。ですから、一概にバスで来てバスで帰る、日帰り客が中心だという言い方を、確かにこれは我々の胸に一番苦く響く内容でございますが、そういうあたりに目配り、心配りをして対策を講じていくこともまたこれから必要な手法であろうと、そう思っております。

県内の古い観光地と新しくできた観光地、例えば十和田湖の場合は、古くから伝統のあるところでございます、新しく進出した新しい型のホテルもございますけれども、昔からある宿屋さんが頑張っている。確かに旧十和田湖町の場合は、道の駅などという非常に楽しいものをつくっております。私どもが申請しても、なかなか道の駅をつくれぬ。旧川内町は、まちの駅というのをおつくりになって、そういう……

（「いや、道の駅もあります」の声あり）

○市長（杉山 肅） 私の目につくのはまちの駅の方でございます、失礼しました。そんなものが結構お客様の魅力になる。結構邪魔なものでもあるのです。よその県に行ったり県南の方へ行きますと、地場でつくられた畑作物などは結構魅力的です。ところが、道の駅の中に入ってしまうと、そんなに魅力的でないのです。そばを食おうと思って入っても、食欲が出てこないようなものが多い。こういうようなことを学習していく必要があるのです、どういうものが必要なかということについては、鱒ヶ沢の場合はスキーと水泳という、プリンスホテルの経営政策にのっとりやって見事に成功しています。閉めない施設になりました。コクドの問題がそんなに大きく影響しなかったというホテルになっていく。それだけお客様がついているということでしょう。こういうようなことをこれからの観光を発展させるための研究するテーマとして掲げていく必要があると思います。東京や北海道へ行って、「お客様、おいください」と言っても、自分たちが地域に持っている施設が魅力的でないということをどうもまだ気がついていない部分があるのではないかという思いがございます。

それから、半島一周の道路を早くつくれと、こうおっしゃっておりますが、今国土交通省の政策

は、新しい道路をつくり延ばすよりも道路の質を上げることが大事だと。我々が今現在使っている道路は、延長はそれなりに大分前から保障されていますが、質はかなり悪い。この点を改善するように、国土交通省は目的税である油にかかる税金をいかにして国土交通省が確保するかということに非常に大きな努力を割いています。私も去年から国道の建設のためのメンバーに加えられました。これは、入りたいと望んで入るものではなくて、おまえ、入ってこいということで声をかけられました。こういうことを活用して、道路の質のレベルアップ、何よりも細いところを曲がりくねって走る道路のかわりのものをつくるということが今大事なことだろうという考えを持っております。

一部事務組合下北医療センター、議会での議論ということは、これは今さら私から申し上げるまでもないと思いますが、事務組合には議会がございます。これは、その他の自治体ということでございますから、その他の自治体にある議会でございますから、そちらで議論すべきものを別の自治体の議会で検討するということは、これは差し控えるべき問題であるということで私はこれまで皆様方に申し上げてまいりました。でありますから、原則を破るということは進みにくいことであるということをご理解願いたいと思います。

次に、むつ総合病院は今地域の診療所、病院を支援するための活動がようやくここに来て、昨年、一昨年あたりからできるようになってきました。これは、特に医者の数、頭数をそろえるということだけではなくて、診療ができない診療科目に支援するということも含めて進めているわけでございます、そういうことについて何とかこたえることができるようになってきました。

この一部事務組合は、基本的には医師確保のためにつくられた事務組合でございますが、ご指摘

のとおり、医師確保にはほとんど役に立ってこなかった。でありますけれども、それぞれのこの事務組合に加盟している自治体の長の方々を初めとする皆様方がご努力をして、どうやらもちこたえてきた。今むつ総合病院が多少なりともできるようになったということが事務組合のいささかの進歩であろうと、そう思っております。

それから、地域連携室というのは、ことしの4月1日からスタートした役割でございます、これは今申し上げたようなことも進めますし、同時にまた医師確保のための運動もやる。ここであえて申し上げておかなければならないのは、臨床研修指定病院、法律が改正されてスタートして2年目でございます。来年が3年目になるわけですが、3年目になって、この臨床研修指定病院が、まず一定の役割の第一歩を終えるということになります。今現在弘前大学には医局制度がなくなっておりまして、教授が自分の診療科で教えた生徒を自分の手元に置くということがかなり難しくなっている。弘前大学附属病院の、ここも当然一番大きな臨床研修指定病院でありますけれども、弘前大学を卒業した学生が特に教授の命を受けて、基本的にはそういう言葉は使われないのですが、自分の意思で来ることになっておりますけれども、実質的には教授と相談をしたうえで県内各地の病院に散らばっております。むつ総合病院の研修医として来られている方も、大体年間の半分ですけれども、来ております。そういう方々が弘大に帰る、そういう方がこれから成長していくという今状況がスタートし始めたところです。ですから、今後かつてのように弘前大学からお医者さんを派遣してもらえるような時代があつたらう5年ぐらゐすればできるかもしれません。そのための一歩を歩み出しているというふうにご理解をいただきたいと思うのです。そういうことも視野に入れながら地域連携室というのをつくっているわけでございますの

で、非常に多様な内容を仕事にしております。ここに行っている室長がナンバーツー。ナンバーツーが合併準備室でナンバースリーやっていた人間でございますので、地域の方々の顔も知っていますし、心も大体わかっているようでございますから、これから機能してくるのではないかと、そう考えておるところでございます。

合併の実を上げるためにどうするのだというお尋ねであろうと私は理解をしておりますけれども、若い方々、ご婦人が今一番協調をしやすいたらうと、こういうお話でございましたが、若い方々、やっぱり帰属意識を持っています。キゾクというのは、その土地に属しているという帰属であります、かなりの方がこちらに来て楽しみを持っていると思うのであります、しかしやはり川内地区の出身だ、大畑地区の出身だという気持ちはきちんと残しておられると私は想像をします。こういう方々が本当の意味の、本当はむつ市の人間なのだよというふうに思っただけのような状況をつくり出すことが私どもの協調という言葉の意味ではないかと思ひます。

実は、私の家内も10年ほど前まで婦人会に属しておりました。むつ地区連合婦人会副会長というのをやっておりましたけれども、現在まだそれぞれの合併してきた旧町村の婦人会は、それぞれ連合婦人会と名乗って存在しております。大きなむつ市連合婦人会というのにはまだ変身をいたしておりません。そういう中で、団体の組織はともかくとして、心を早く一つにしてもらえればありがたいなと、そう思っておるところでございます。

それから、先ほど消防団のことについてお答えをいたしました、団長会議、幹部会議にこういうご議論があったということをお伝えすることによって、皆様方の考え方に多少影響を与えることができるのではないかと、そのことがまた翻ってそれぞれの川内地区、大畑地区、脇野沢地

区に、ではおれのところでも観閲式やれるようにしてほしいという気持ちとないまぜになって、来年度から実施できる可能性を持たせたいと、そう考えております。

来さまい館、まず経緯を申し上げますと、あれは電源三法交付金で作りしました。大分前に計画を承認していただいたものでありますので、これは後ほど私の口から申し上げると多少間違ったことを申し上げる可能性がありますから、まだ私は図面の段階でしか見ていないものですから、その中身については経済部長からなりと、ごらんいただくことにしたいと思います。

観光物産館もそうでございますけれども、観光協議会の一つの中心的な建造物にしたいという思いでつくっております、その機能を物販、観光案内にとどまらず、もう少し展示物をふやして、あるいはイベントもできるようなものにしていこうということで、ここでもまた交流の場を広げていきたいという願いも持っているところでありますので、後ほどごらんいただいてご理解を深めていただければと、そう存じます。

○議長（宮下順一郎） 33番。

○33番（半田義秋） あと時間が15分ですので、急いで質問をさせていただきます。

市長は、下北は宿泊できるところはしているのだけれども、ほとんどは宿泊できないと申されました。私は、下北は一周するとなると、到底日帰りは無理なのです。みんな佐井村から帰ってしまうのです。もう川内、脇野沢には全然来ないので。なぜかという、一つの大きな問題は、佐井村のあそこのかもしかライン来るところが非常に狭くて大型バスが通れない、それが一つのネックになっていました。それで、私は旧川内町議会的时候も前町長に質問したわけですが、これはやっぱりお互いに佐井村と連携して、あその道路を広げて観光バスが一日も早く通れるように

願いたいものだと思っています。

それで、市長は、道路はもうこれからは延ばすのではなくてグレードアップするのだということでしたけれども、あその海峡ラインは、あれはもう国道に昇格しておりますので、市長の言うことを聞くと、あれはもっとやっぱり舗装してグレードアップしてしかりだと、私はそう思っています。そうすると、やっぱり下北は一日では観光できないのだと、そうすると当然宿泊地が必要になります。そうすると、ホテル業者は、何とそろばん高いもので、お客が来れば大きいホテルの一つや二つは建てるのです。ただ、そうとなると、市側も来やすいような環境づくりは私は必要だと、そう思っております。ましてや大きなホテルが一つ、二つ建てば、そこに先ほども申したように、雇用の場が生まれるし、第1次産品が消費されると。すごく下北の産業の活性化になるのではないかと、私はそう思っております。下北では、薬研、恐山、仏ヶ浦という立派な景勝地がございます。私も仕事柄日本全国とは言わないけれども、東北、関東方面は20年間歩いてまいりました。下北ほど自然に恵まれたところはございません。どうかこの恵まれた下北を利用して、これが産業の一つの活性剤になれば私はいいと思っております。

それから、下北医療センター、地域連携室の役割は医者確保と、それから病院間のスムーズな連携であるのだということ、私は先ほど申しましたとおり、下北医療センターの利用価値が全くなくなるのではないかと。逆に足かせになるのです。市長がさっき答弁を拒否なさいましたが、私は当然そうなるかなと予想はしておりました。こういうむつ市の議会では、どうもそれが足かせになって我々が質問できなくなってしまうのです。幸い私は下北医療センター議会の議員ですので、下北医療センター議会でもまた質問いたしますけれども、ほかの残った五十何人の議員さんは、下北医

療センターのことについて、それから下北地域広域行政事務組合のことについてはもう質問できないのだという、これは非常に私は残念なことだと、そう思っております。何しろ金額的に何百億円という予算をむつ市の議会が審議できないということは、非常にそら恐ろしいことだと、私はそう思っております。

それから、最後の心の融和ですけれども、市長は心を砕いて脇野沢の花見に行ったり、大畑のサーモン祭に行ったりしているのは私はわかります。私は、それはそれでいいと思っています。ただ、職員間の融和はさもあらん、やっぱり問題は市民の融和なのですよね。市民の協調、これが市長、私は一番大切だと思っているのです。職員間だとか、我々がどこに行ったとかという議員間の交流というより、やっぱり一番のあれは市民間の心の融和、私はそう思っております。もしこれに対して市長がご答弁くださるなら願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご質問は、新しく市民になった方々がお互いの心を通わせるというポイント一つだと伺いました。明治22年、大畑は明治23年、それぞれ村の合併によって誕生しています。100年かかって町民である、村民であるという気持ちは醸成されました。しかし、100年前の村の時代の気持ちは、まだ残っています。旧むつ市は、46年前に合併しました。それぞれみんな私どもはむつ市民だと言っていますが、私はこのまちの一番南の方に住んでいますが、そこに住んでいる人たちは、「これからむつに行く」と言うのです、街に出てくることを。「それ、間違いだよ」と、「おれは、ここに住んで、むつ市長やってんだよ」と言うのだけれども、なかなか心が解け合うということは、言うはやすく形があらわれるのは非常に難しいことだと思っております。特に私はいつ

も申し上げるのでありますが、祭りです。これは、同じような祭りをやっているようで違うのだと、こう言う。祭りが一番人の心を小さいころから、ここの祭りはおれの祭りだというふうに思わせる効果がある。ですから、形のうえでの融和はつくれると思いますが、それ以上心の中にずかずかと土足で踏み込むようなことはなかなかできないでしょう。どうかひとつ心から願うところでありますが、むつ市民だという思いを早く持っていただいて、しかしここに伝わってきた風習などは大事にしていくのだぞという思いを大切にさせていただけるような、そういう形が早くできるように期待を申し上げているところであります。

○議長（宮下順一郎） 33番。

○33番（半田義秋） 最後にします。

市長、朝のNHKの連続ドラマの「ファイト」というのがあります。その中に、だれにもできないことは、だれも助けてくれないのだと。市長職というのは孤独なものだと、私はそう思っています。でも、市長、新生「むつ丸」は6万7,000人の今乗員がいるのです。どうかひとつ難破させないように、市長、よろしくお願い申し上げて質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、半田義秋議員の質問を終わります。

2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。51番目時睦男議員。

(51番 目時睦男議員登壇)

○51番(目時睦男) 大畑会派の目時睦男でございます。むつ市議会第184回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の誠意あるご答弁をお願いいたします。

新むつ市は、平成14年5月8日にむつ下北地域市町村合併共同研究会が設置されて以降、8市町村でのむつ下北合併協議会を設置し、協議を進めてきたところでありますが、途中横浜町、大間町、風間浦村、佐井村が合併協議会から離脱し、平成16年6月29日にむつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会を設置し、協議会9回、小委員会6回の開催を経てむつ市への編入合併として3月14日に新むつ市が誕生し、今日に至っておりますが、この間旧大畑町においては合併問題に起因する住民直接請求による議会解散の是非を問う住民投票の結果を受け、町議会議員の出直し選挙が施行され、私はこの選挙に新人として立候補し、多くの町民の方々のご支持をいただき、合併後は新生むつ市議会議員の一員として末席を汚しておりますが、6万7,000市民が住んでよかったと思えるようなまちづくりに浅学非才の身ではありますが、市長、理事者、職員の皆様初め議員の皆様方からのご指導を得ながら一生懸命頑張る所存でありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきますが、何せ初めての一般質問でありますので、意図する内容が的確に伝わらない点もあろうかと思っておりますが、よろしくお願ひし、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、行政運営についてお伺いいたします。質問の第1点は、旧大畑町が合併に至る経過の中で住民アンケート調査を実施し、回収率41.4%でありましたが、「合併する必要がある」が42.3%に達し、「合併する必要がない」が38.8%でありました。合併する必要がない理由としては、

「中心部だけが発展し、周辺部が取り残される」、
「住民の暮らしに密着した現大畑町が必要」、
「住民負担の増加、福祉や介護の行政サービス低下」、
「役所が遠くなり不便」などという理由が代表的でありましたが、行政の主人公は住民であることからして、当然これら住民の意見を率直に受けとめ、市民が合併してよかったと思える行政運営が求められるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、新むつ市が発足し、3カ月を経過した今日、合併協定締結内容にある住民福祉向上、一体性の確保、負担公平、健全な財政運営、行政改革推進などについてどのような施策を持って実施しているのか、今後の課題としているとすれば、どのような所信をお持ちなのかお伺いいたします。

質問の第2点は、従来の役場機能を維持するため、川内、大畑、脇野沢の旧役場庁舎を分庁舎として地域課題への一体的対応や効果的、効率的行政運営のため、内部の連携、調整を図り、本庁機能を補完するために組織の再編を行い、分庁舎所長を置き、行政運営事務を行っているところでありますが、分庁舎所長の権限、権能、指揮命令系統などがどのようになっているのか、また本庁と分庁舎の役割任務をどのようにして住民負担の軽減に努めているのか、また実施過程の中での課題があればお示し願ひたいと思います。

質問の第3点は、総合窓口制度導入についてであります。本庁舎あるいは分庁舎に住民の方々がおいでになるのは年に数回しかない実態からも、役所の機構をよく理解しているとは限りませんので、その要件ならばどの窓口に行くかといかなどはわからないのが実態であろうと思います。結果として、市役所に行ったらたらい回しにされたということで、市役所に対して不信、不満を持って帰宅したとの声をよく耳にします。考えてみますと、主人公である住民の方が市役所に来たのに、

職員がいすに座っていて主人公のおいでを待つというのはおかしな話であります。真に住民が主人公であるならば、主人のいるところに職員が出向くのが当然のことです。

北海道上士幌町では、住民サービスの向上を図るため、担当職員が窓口に出向く総合窓口制度を導入したそうです。来訪者は、役場1階の町民課カウンターに設置した総合窓口で要件を話すと、担当職員に取り次ぐので、担当課まで行く手間がなくなり、また昼休み時間の開庁も行っておるそうです。財政が厳しくなり、住民の理解と協力を求めるためには、小規模経営者が顧客の確保に努力しているように、行政もそれなりに努力するのは当然のことです。こういった総合窓口の導入は、条例、規定などの改正も要しないので、あすにでも導入できる制度ですが、その実施について市長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

質問の第4点は、市の行政全般について、市民の意見や提案を募集する問題について質問いたします。住民を代表するのが議会ですが、我々議員は住民が何を望み、何を望まないか、常に住民意思を把握し、尊重するように努めなければならぬと思っておりますが、それは容易なことではありません。また、住民も行政に対して立派な意見を持っていても、議員や機関に対して物を申すということは、またそれを期待することも至難であります。では、どうすればよいか、住民が意見を話しやすい、提案しやすい環境を整えることであろうと思っております。

埼玉県伊奈町では、まちづくりに対する意見を募集するために、全戸に配布している広報紙に折り込み式で料金受取人払いのはがきを試みとして行ったそうです。幅広く町民から意見やアイデアを寄せてもらい、町政に反映していくとし、今後も定期的にはがきをつけていくことも検討し

ているようであります。こうした方法は、1回で完結するというのではないので、年に3回か4回ははがきをつけることが必要ではないかと思っております。財源を要するわけではなく、事務量を増加することでもないので、早々に実施すべきと考えますが、市長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

次に、市道及び私道の整備についてお伺いいたします。第1点は、市道整備の問題であります。市道は、毎年計画的に舗装及び改良が実施され、環境基盤の整備が進められつつあることは喜ばしいことでもあります。しかし、昭和14年12月6日開通以来、長年地域住民の足として、その役目を果たしてきた国鉄大畑線が国鉄民営化以降、下北交通に移管、存続されてきましたが、平成13年3月末をもって赤字を理由に、残念でありましたが、廃止され、それ以降バス路線に切りかえし、地域住民の唯一の公共交通機関として努力していただいているのでありますが、鉄道路線廃止以降、旧むつ市、旧大畑町が市道、旧町道の有効的整備促進の観点から、廃止路線敷地にかかわる改良整備を進めてきていると思っておりますが、市道の要改良整備路線箇所との整備進捗状況と旧大畑線廃止跡地にかかわる市道要改良整備路線箇所の整備進捗状況と今後の計画についてお示し願いたいと思っております。

第2点は、私道の整備問題であります。市道に接している住民については、逐年整備が進められておりますので、ここ一、二年は無理としても、三、四年後には整備されるのだという希望が持たますが、しかし私道に接している住民、あるいは私道を利用しなければならない住民には全く将来展望が持てない実情であります。しかも、他の市町村も同様でありましょうが、宅地の造成により私道が増加しつつある現状にあります。同じ住民であり、同じ税金を負担しながら、一方は快適な

生活環境に恵まれているといった行政サービスの不均衡の問題もありますので、建築基準法第42条で定めております幅員4メートル以上を有する私道については早急に市道に認定すべきであると考えますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、旧大畑町の学校給食などの運営について質問いたします。旧大畑町は、昭和51年10月より町立小・中学校の学校給食業務を開始し、その業務を民間委託契約により実施してまいりましたが、履行途中に受託業者に従業員の解雇問題が発生し、この問題が住民訴訟による損害賠償請求事件へと発展しましたが、一方でこの業務を直営実行とするか、民間実行とするかの自治体労使での交渉が続けられましたが、合意に達せられないことから、県地方労働委員会にあっせんが申請され、その中で県地方労働委員会から示されたあっせん内容を双方が受諾し、財団法人大畑町教育振興会を設立させ、以降の学校給食業務を中心とした業務をこの財団法人大畑町教育振興会に委託させることで合意に達し、議会の承認を得て、昭和62年4月からは、この財団法人に業務委託をし、今日に至っているのですが、市当局は当時労使で確認された内容及び議会で提案、承認された内容を承知していると認識しておりますが、いかがでしょうか。また、その内容は現在も効力を有していると思いますが、ご見解をお伺いいたします。

以上、市長及び理事者のご答弁が明快かつ前向きなものであることを期待申し上げ、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、新むつ市が発足して3カ月を経過した今日、合併協定締結内容にある住民

福祉向上、一体性の確保、負担公平、健全な財政運営、行政改革推進等についてどのような施策を持って実施しているのか、今後の課題としているとすればどのような所信をお持ちなのかというお尋ねでございます。

本年度の予算編成に当たっては、まず「理解と協調」を旨とし、合併時の基本認識、あるいは協定項目の議論を尊重しながら積み上げたものであり、各庁舎の組織や職員配置につきましても最大限に尊重したものであります。一体性の確保や負担公平という点につきましては、市民への急激な変化を避けるという点で速やかにとはいきませんし、おのおのが今まで綿々と築いてまいりました文化と伝統も尊重されなければなりません。おのおの四つのカラーが、やがて新しい一つのカラーとなるまでは、ある程度の時間的経過は必要と認識いたしております。

また、それぞれの台所事情の苦しい団体同士が一緒になったわけでありますから、ここ何年かは厳しい財政運営を覚悟しなければなりません。今年度中に新たな財政再建プログラム及び新行政改革大綱と集中改革プランを策定し、市民だれもがこのまちに誇りを持ち、合併してよかったと実感できるよう新生むつ市のまちづくりに邁進する所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目、分庁舎所長の権限、権能、指揮命令系統等はどうなっているかについて、また本庁舎と分庁舎の役割分担はどのようにして住民負担の軽減に努めているかとお尋ねであります。分庁舎の所長は分庁舎の代表として、本庁とのパイプ役として、また課長級の服務規程等の決裁権及び各課の専決代決規程の承認等があります。各課長には、本庁と同じく課長級の共通専決権が与えられております。各課は、本庁の部に縦割りにつながっておりますので、部長級以上の決裁時は、所長の合議を経ることとなっております。

分庁舎の役割については、地域住民のサービスが合併後においても低下しないことが基本でありますので、新組織機構及び職員の配置についても十分配慮いたしました。分庁舎における市民の住民負担の軽減の一例につきましては、各種データなどが本庁に集約され、インフラの整備及び基幹ネットが構築されたことに伴い、4地区の市民がどの庁舎からでも各種証明書等の交付を受けることが可能となったことなどが挙げられます。今後は、さきにも述べましたが、本年度中に新むつ市行政改革大綱を策定することとしており、これからの方向性をお示しできるものと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第3点目、住民サービスの向上を図るための総合窓口制度の導入を即実施する考えはないかとお尋ねですが、旧むつ市においては、総合窓口制度に近い運用がされておりましたが、前々回の行政改革大綱の中で分散窓口が検討され、現在の一部分散窓口制度になった経緯があります。理由として、要件が複数にまたがる場合、待ち時間が長くなる傾向があり、自分の申請したものが本当に処理されているのか不安に駆られる住民の方もあり、また要件によっては、遅く来た人が先に処理を終えて帰ることへの市民のいら立ち、別の要件があっても他に動けないなどの問題点がありました。さらに、庁舎の狭隘も一層拍車をかける要因でありました。

分散窓口の長所としては、現在の狭い庁舎では要件のある部署へ直接行く方が短時間でその用務を終えることができ、次の相談などへもスムーズに移行できるようであります。また、体が不自由な方々は、担当課へ足を運ぶよりも直接市民相談室に担当者を呼んで対応することができるという方法をとっております。それぞれ長所及び短所はあると思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第4点、幅広く市民から意見やアイデ

アを寄せてもらい、市政に反映していくために、埼玉県伊奈町で実施しているはがきによる手法を実施する考えはないかとお尋ねですが、現在市では市政に対する意見や要望等を行政全般に反映させるため、昭和46年に市政モニターを導入しております。これは、市の施策に関する批判、意見、要望などを聞き、市政運営に役立てようとするもので、年齢20歳以上の市民の中から募集し、その定数は25人以内、委嘱期間は1年としております。この市政モニターは、市からのアンケート等に対して回答するほか、随時通信により自発的な意見を述べることができ、市の招集する市政モニター会議に出席して意見を述べることもできます。この市政モニターから提出された回答や意見などは、私とその報告を受け、必要に応じ市政に反映させているところであります。また、市政の円滑な運営を図るため、嘱託区からの推薦により行政連絡員を各地域に配置し、行政にかかわる事務連絡、嘱託区内の調査や報告などの任務を担っていただいております。このほかにも電子メールによる意見や要望、町内会単位での要望等についても市政に反映させるべく意を用いているところであります。議員が提案されておりますはがきにより市民の意見やアイデアを市政に反映していく方法についても一つの手法であり、県なども実施しているようでありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、市道、私道の整備についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、市道の要改良整備路線についてのご質問でございますが、まず整備の進捗状況から申し上げますと、合併後の市道の全路線数は1,059路線ございまして、延長約460キロメートルとなっております。このうち舗装延長は約292キロメートルで、舗装率は63.5%となっております。ご質問の要改良整備路線及び箇所につきましては、現在各地区の整備計画を策

定中でございますので、策定後緊急度の高い路線から随時整備を進めてまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、今後の道路整備計画につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、可能な限り整備を進めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑線廃止跡地にかかわる市道の要改良整備路線についてのお尋ねであります。旧大畑線にかかる市道の踏切箇所数は、むつ地区8カ所、大畑地区6カ所となっております。このうち廃線に伴い踏切箇所の改善をした箇所数は、むつ地区で8カ所、大畑地区で1カ所となっております。議員ご質問の市道にかかる踏切部分は、狭隘、急勾配等により通行に支障を来している箇所があることは承知いたしておりますので、今後も財政状況を見きわめながら、解消を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、市道及び私道の整備についてのご質問であります。私道の場合、認定する、しないにかかわらず、一定の要件が整えば市に寄附採納していただくことを条件に、その後の維持管理等を市が行うという手法を定めた公衆用道路用地の寄附による取得及び市道路線認定基準要綱を策定いたしております。この要綱は、昭和57年に策定したもので、本来私道は市が管理すべきものではありませんが、それまで私道の整備について町内会から数多くの要望が寄せられており、その実情及び必要性を考慮し、策定したものであります。しかし、この要綱は前段でも述べましたとおり、一定の要件がございますので、すべての私道が採択されるものではないことをご理解賜りたいと存じます。

次は、旧大畑町の学校給食事業についてですが、旧大畑町教育振興会が設置されました経緯につきましては、ただいま議員がお話しの内容

であると聞き及んでおります。また、当時の労使の確認内容や議会で承認された内容等についてもおおよそは伺っております。そのような経緯から、これまで学校給食事業を支えてきていただきました旧大畑町教育振興会の設立の趣旨を踏まえ、その経緯は尊重されていくべきものと受けとめているところであります。

しかしながら、議員もご承知のように、当該財団を取り巻く環境は、当時に比べて大きく変わっているところでございます。同財団が業務委託を受けていた大畑町は、合併してむつ市となりました。平成15年9月には地方自治法が改正になり、公の施設の管理運営を民間会社にゆだねることも可能になっているところであります。そのため同会には、今後これまでの実績に安住することなく、財団法人として競争にたえ得る力を備えるために、さらなる組織の強化、信用力、安全性の向上等に努めるとともに、業務展開の面においても一地域に限定することなく、広域的な感覚で業務展開を図っていくことによって、優位性を築いていくことが求められているところであります。いずれにしても、私どもといたしましては、同財団がこれまで以上に競争原理が働く中においても十分競争力を確保し、確固たる立場を築いていけるよう可能な限りアドバイスを行ってまいる所存でありますので、ご了承願います。

○議長（宮下順一郎） 51番。

○51番（目時睦男） ただいま答弁をいただいたわけではありますが、1市2町1村が合併した今日、行政としての私は最大の課題は市民全員が合併してよかった、住んでよかったという実感を持てる行政運営にあらうと、このように思っております。その中では、行政に携わっている市長初め理事者、職員、そして私ども議員が市民が主人公であると、このようなことを基本姿勢として堅持し、努力していくことが大事であらうと、このように思っ

いるわけであります。確かにそれぞれの地域や文化、伝統、教育、生活環境、歴史が異なる市町村が一つになったわけでありますから、難しい課題ではあります。むつ市への編入合併であるとはいえ、公正、公平、均衡ある行政運営確立が必要との思いから、再度質問をいたします。

行政運営に迅速性、判断性を持たせ、地域の諸問題に当たるために分庁舎所長に一定の決裁権、先ほどの答弁で決裁権があるというようなことで答弁がありました。私の調査の中では分庁舎所長の決裁欄がないと、このようなことも聞いております。そういう面では、組織機構の中に市民と直接身近に日常接するのがそれぞれの旧むつ市以外の市民については分庁舎であります。そういう意味からも、その長であります分庁舎所長に名実ともに決裁権を付与してやる、このようなことを再度お聞きをしたいし、その具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

それと、もう一つは、先ほどの午前中の答弁でもありましたが、一定の工事等も含めた物品購入、役務費等の場合にも負担行為の権限を分庁舎所長に与える、このようなことを既に実施をしているというようなことでの午前中の発言であります。これもきちっとしていただきたいと思っております。私も議員の前には41年間国家公務員として業務に携わってきました。その経過の中で旧営林署が森林管理署に再編をされた、そういう状況の中で、むつ市への森林管理署統合という状況の中で、旧営林署の署長に事務所の所長に権限、権能を与えて、関連する業務について地元の方々に負担をかけない、このようなことで、公印等についても所長のところに森林管理署長の公印を置くと、こういう複数の公印配置もしながら、その内容について地元に影響のないという、こういう状況を体して対処してきたという経験からいっても、このことについてはより重要な案件だろうと思っております。

ますから、具体的な内容を再度お聞かせを願いたいと思っております。

二つ目は、きょうの議会から各分庁舎所長が理事者の席に着席しておりますから、一安心しました。というのは、3月の臨時会、きのうまでの議会の中には分庁舎所長が理事者席にいない。私は、先ほど言ったような質問の原点からいって、それぞれの議会の内容についても分庁舎所長が承知をしている、このような状況をぜひともつくっていただくために、理事者の席に座っていただくというようなことを要請したかったわけでありましたが、市長については私が質問する前に配慮をしたと思っております。以降の議会には分庁舎所長を理事者の席に着かせるようお願いしたいし、その考え方についてお聞きをしたいと思っております。

それと、1市2町1村の合併で広域的な状況になったわけでありませんが、先ほどの質問の中でも前任者の質問の中にもありましたが、市長は多忙ではあると思っております。月1回や2回、各分庁舎を巡回して、ひざを交えた職員との対話という部分に、ここ合併間もない状況の中ではいましばらく続ける必要があるだろうと、私はこのように認識しております。その点についてどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思っております。

総合窓口制度の問題については、市民相談室なり市民モニター、行政連絡員、このようなことでご回答あったわけでありませんが、一番大事なのは先ほども質問しました市民が主人公なのだと、こういうことを行政組織の中で作り出していき、それにやはり目配り、心配り、こういうことで、ああ、役所に気楽に行ける、このような状況をつくり出す気風が大事だと、私はそう思います。そういう面で、モニターや相談室、行政連絡員については否定はしません。こういうような部分で今の私が言ったようなことを含めて、今後再度検討をお願いしたいと思います。

はがきで市民の声を市政に反映していく部分については、検討課題でありますから、ぜひともその方向での検討をお願いしたいと思います。

市道の整備であります。道路は人間の体に例えれば血管機能と同じであって、日常生活を営むうえでは必要不可欠なものであります。車社会と言われる今日、その必要性はより以上求められている実態からも、生活環境整備の柱として位置づけなければなりません。特に災害時や緊急管理などの事態のことを考えた場合、重要な課題として位置づけをして対処していかなければならないと、このように思うわけであります。

そこで、具体的実態について申し上げながら、その解決策についてお伺いいたしますが、市道中島9号線、旧大畑営林署の旧森林軌道敷を環境変化に伴って町道として取得をし、整備促進を図ってきた路線であります。旧大畑線と交差をしている箇所にガードが設置されており、主に乗用車等の小型車しか通行できず、救急車、消防車などの緊急車両が通行できないことから、付近の住民が不安や不便を感じている状況にあります。早急に対処のための改良整備が必要と思われませんが、改善計画があるのか否か、この点についてお伺いをしたいと思います。

私道の整備の部分については、先ほど答弁があったわけですが、私道の整備については、市道に認定することが最も望ましいことではあります。しかし経費の問題、用地の問題も絡めまして、私道全部を市道に認定することが至難であるとすれば、次善の策として一定の基準を設け、その基準に達している私道については砂利敷や防じん処理などに市費を投じることにたいはかがお考えか、再度お伺いをしたいと思います。

最後に、旧大畑町の学校給食などの運営であります。このことについては合併時の事務引き継ぎ事項のその他懸案事項として財団法人大畑町教

育振興会の職員の身分保障について新市に引き継いでいると聞き及んでおるわけですが、この件について今後どのように対処をし、身分保障をしていくお考えをお持ちになっているのかお伺いをいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 分庁舎所長の権限については、基本的には合併協議会においてかなり論議されておりまして、それまで町村長がいたわけですから、それに近い、町村長に近い権限を持たせるような仕組みにいたしておりますが、地方自治法の中には支所を設けることができるとございます。支所の場合ですと、これまた庶務担当のセクションを置かなければならず、その部分はそれぞれの分庁舎におります職員の中でそれぞれの課の庶務的な仕事をするということで、庶務的な仕事をするセクションはなくてもいいだろうということで分庁舎という名称にしております。権限については、非常に大きなものになっているということをご理解をいただきたいと思っております。

ただ、先ほど合議をするという言い方を1回目でお答えしておりますが、これは即決できるような問題ではない場合、当然本庁舎においても協議をして、部長も決裁ができないような問題、部長から助役、長と上がってくるような問題については、これは分庁舎においても同じような扱いをしてもらわなければならないということでもあります。そういうもの以外は即決あるいはその場で判断できるような権限を持たせているということをお含みおき願いたいと思っております。

また、市長は分庁舎を巡回しろということをおっしゃっていただきましたが、できるだけそのようにしたいと思います。職員同士が行ったり来たりしているというケースが随分ございますので、それぞれの限られた分野においては一時交流があるというご理解もあわせてお願いしたいと思います。

います。

職員の気持ちが市民が主人公であるというふうになっていなければならぬではないかと。合併したから、そういう気持ちがなくなったとか、合併する以前に、全部が市民が主人公だと思っていたのかということについては、それぞれのケースでございますので、これについてはご発言の趣旨を生かすような努力を日々やっていかなければならぬだろうと、訓練もしなければなりませんし、習慣に変わるようにしていかなければならないと考えております。

次に、市道中島9号線上に建設された旧国鉄時代の鉄道工作物、いわゆるガードであります。これは下北交通大畑線が廃止となった現在、議員ご指摘のとおり、その構造上、地域の救急及び緊急時等の事態発生時には車両の通行制限を受けるため、その業務に支障を来しているのは事実でございます。現在旧下北交通大畑線の線路敷跡地につきましては、下北交通株式会社から民間会社に譲渡されているため、市といたしましては、その対策も含めまして、地域の安定した道路交通網を確保すべく検討を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

先日私もここを2回通りました。かなりベテランの運転手でも気をつけて走らなければならない箇所でございますので、気にかけておるところであるということも申し添えたいと思います。

市道認定のできない私道の整備でありますけれども、道路整備は市民生活に密着した重要な施策でありますことから、市道、私道ともに整備の必要性を認めたものについては、それぞれできるだけ整備をしていくのが私どもの本務でございます。1点目のご質問でもお答えいたしました。市道の整備がまだまだの状況の中で利用度、緊急度を勘案した場合、市道整備が優先されなければならないと考えておるところでございます。しか

し、私道も市民にとりましては、ごく身近な重要な道路でありますので、冬期間の除雪、春先の砂利敷等は実施をいたしております。さらに、生活環境の向上を図るために、市では平成4年にむつ市私道整備補助金交付要綱というものをつくりました。町内会等が行う私道の整備に要する経費については、補助金を交付して自らの力で整備していただくという方法を採用しておりますので、この制度の周知を図り、ご利用をいただきたいと思います。

旧大畑町教育振興会とのかかわりで、当時の労使が交わしました確認書につきましては、財団の理事会が判断すべき事柄であると考えますので、この場での言及は差し控えたいと思います。

組合に対して確認書の破棄を通知したのかということにつきましては、当方からそのような行為はいたしておりません。確認書の効力につきましては、法規担当者に精査させております。なお、重ねて申し上げますが、同財団が新たな体制の中でどうしたら仕事を受託できるかということが今後最も重要な同財団の課題になっていると認識いたしております。目時議員は、このたび議会側より選ばれて引き続き同財団理事に就任されましたので、同財団の組織力、経営力強化のため一層のお力添えをお願いしておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 51番。

○51番（目時睦男） もう時間が差し迫っておりますから、簡潔に質問をしたいと思っております。

行政運営のことについては、午前中の質問の中でもあったわけですが、川内、大畑については往復で約1時間ありますが、脇野沢については、市長も午前中に答弁しているように、もう1日かかりだと。こういう面では、私は分庁舎所長に対する権限を、権能を十分に与えることによって、職員が本庁までしょっちゅう往復しなければならない、合議とはいいながらも、そういう点

で物理的にこの広範囲な地域でありますから、そういう点について、現在の権限、権能の部分についてもお聞きはいたしました。再度そういう実態も加味しながら対応できるような検討をさらに推し進めていただきたいと思います。

市道の整備の部分については、とりわけ中島9号線の問題については、その必要性については先ほどの答弁の中で理解をしておりますので、長くは申しませんが、ぜひとも地権者との交渉を早急に行いながら、改良に早期に着手をしていただければという状況をつくり出していきたいということでご要望しておきたいと思っております。

私道の整備のことについては、旧大畑町の取り扱いと、今市長が答弁した内容については承知をしておりますので、市民全体にも周知をするということでの答弁でありますから、周知方よろしくお願ひしたいと思います。

旧学校給食問題の部分については、理解をいたしますので、私は当時の労使の確認、議会への承認された内容については、私持っているわけですが、一方からの破棄通告がない中で移行しているというような状況からは、その確認なり、議会で承認されている部分については現在も存続をしていると、このように理解をしておりますので、以上質問を終わっていきたく思いますので、先ほどの部分について、再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市内部規定あるいは条例等によりまして、それぞれの役職についてはそれぞれ定められておりますので、その権限を超えた範囲で決める場合には議会のご同意をいただかなければならないということになりますので、現在のところ分庁舎所長は、仕事面では次長級の決裁権を預けてあるということでありまして、次長級の権限でも即日決裁しなければならないような問題が

多いというわけでは決してございませんで、必ず合議を経て進めていくということが多いわけでございますから、そのようなことで、即日決裁する範囲のものについて、急ぐものについては地域イントラネットというものを整備いたしまして、これは文書のやりとりが交通機関を使わないで光ファイバーでできるわけでございますので、そのようなものも活用しながら、迅速な解決が図られるような方式を重く用いていきたいと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明7月1日は横垣成年議員、工藤孝夫議員、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、瀧田栄子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時54分 散会